

訴訟記録の記載の閲覧等制限の申立てと疎明の必要性

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和6年7月8日

【事件番号】 令和4年（マ）第246号

【事件名】 閲覧等制限の申立て事件

【裁判結果】 却下

【参照法令】 民事訴訟法92条1項2号

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573636

明治大学教授 清水 宏

事実の概要

本件の基本事件¹⁾は、上告人Y₁社の代表取締役を退任した被上告人Xが、Y₁社の株主総会からXの退職慰労金について決定することの委任を受けた取締役会において、代表取締役である上告人Y₂の故意又は過失により上記委任の範囲を超える減額をした退職慰労金を支給する旨の決議がされたなどと主張して、Xが、Y₁社およびY₂に対して損害賠償等を求めた事案である。

そして、本件は、Y₁が、基本事件の訴訟記録のうち、上告受理申立て理由補充書の一部の記載につき、民事訴訟法92条1項2号の営業秘密に該当するとして、閲覧等の制限の申立てをした事案である。

決定の要旨

申立て却下。

「裁判官深山卓也の補足意見は、次のとおりである。

……2 民事訴訟法92条が規定する秘密保護のための閲覧等の制限の制度は、憲法上の裁判の公開原則（憲法82条）をより徹底する趣旨から設けられた訴訟記録の公開制度（民事訴訟法91条）の重大な例外であることから、保護されるべき秘密を必要最小限のものに限定しており、同法92条1項2号括弧書きが営業秘密を『不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密』、すなわち、『秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの』

をいうとして概念を明確にしているのもその現れである。

このような民事訴訟法92条1項2号の趣旨に照らすと、訴訟記録中の一部分が同号の営業秘密に該当するとして閲覧等の制限の申立てがされた場合には、裁判所は、申立てに係る部分が同号の営業秘密に該当すること、すなわち、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、及び③公然と知られていないものであること（非公然性）の三要件を具備していることの疎明があるか否かを慎重に検討する必要がある。

3 これを本件申立てについてみると、本件記載部分は、その内容自体から有用性の要件を具備していないことが明らかである上、申立人は、本件記載部分が上記三要件を具備していることの根拠となる具体的な事情を主張しておらず、何らの疎明資料も提出していない。したがって、本件申立ては、民事訴訟法92条1項2号の営業秘密に該当することの疎明を欠くものであり、理由がないものとして却下を免れないというべきである。」

判例の解説**一 はじめに**

本決定は、訴訟記録の閲覧等の制限を求める申立てに関して、営業秘密に該当することの疎明が十分にされていない事案が少なからず見受けられるという状況に鑑み、補足意見でもって注意喚起がなされたものである。最高裁が閲覧等の制限申立手続の在り方を示したのものとしては、おそらく

初めてのものであり、実務上疎かにできない意義を有する。

二 訴訟記録の閲覧等に対する制限を求める 申立て

1 制度趣旨

民事訴訟手続においては、裁判の対審および判決を公開して、その公正を担保し、もって司法に対する信頼を確保するため、憲法 82 条で裁判の公開を定めている。そして、その趣旨を徹底するため、民事訴訟法 91 条 1 項では、何人も訴訟記録の閲覧等を請求することができる旨定めている²⁾。もっとも、当該記録に重大なプライバシーや営業秘密が記載または記録されている場合、当該記録の閲覧等を通じて漏洩するおそれがあり、秘密の保持を望む当事者がそれを嫌がり、秘密事項に関する十分な主張・立証をできず敗訴する危険がある。そこで、民事訴訟法 92 条では、これらの秘密を保有する当事者の申立てにより、裁判所が例外的に訴訟記録中当該秘密にかかる部分の閲覧等を制限することができるものとしている³⁾。

2 営業秘密の意義

民事訴訟法 92 条 1 項 2 号では、閲覧等の制限の対象の一つとして、当事者が保有する営業秘密が挙げられている。これは、営業秘密は閲覧等がされると秘密としての要件を欠くことになり、差止請求権等の営業秘密としての権利を喪失することになるため、そうした事態を防止するべく、閲覧等の制限の対象とされたものである⁴⁾。

何が営業秘密に該当するかについては、同号括弧書きが不正競争防止法 2 条 6 項を引用していることを鑑みれば、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」であるとされる。このことから、①秘密管理性、②有用性、および③非公知性の 3 つの要件を満たす営業上または技術上の秘密をいうものと解される⁵⁾。①については、特定の情報を秘密として管理しようとする保有者の意思が、保有者が実施する具体的状況に応じた経済合理性を有する秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該意思に対する従業員等の認識可能性が確保されていることが必要とされる⁶⁾。②については、保有者の主観によるのではなく、客

観的に判断される⁷⁾。さらに、③については、保有者の管理下以外では一般に入手できない状態にあることが必要であるとされる⁸⁾。これらを満たす具体例としては、製品の設計図、製法、研究データ、顧客名簿、販売マニュアルなどの情報が挙げられている⁹⁾。

これに対して、同号の趣旨を、第三者がかかる秘密を利用して当事者の事業上の権利ないし利益を搾取することを防止するためのものにとらえ、当事者の有する事業上の権利または経済的利益と直結しているものであれば何でも営業上の秘密に該当すると解する見解も存在する¹⁰⁾。この見解によれば、本号にいう営業秘密には、知的財産権のほか、権利としては必ずしも成立していない経済的利益の獲得方法、当事者間で交わされる契約書的一条項なども含まれるとされる。

この点、確かに、訴訟において営業秘密を保護することで、充実した審理を実施し、もって適正な裁判を実現することの必要性および重要性を鑑みれば、閲覧等制限の対象となる営業秘密をできるだけ広くとらえようとする考え方にも一応の合理性があるといえよう。もっとも、上述したように、訴訟記録の閲覧等制限の制度は裁判の公開制度の例外として位置づけられるものであり、保護される秘密については必要最低限度のものとするのが要請される¹¹⁾。したがって、閲覧等の制限の対象となる営業秘密は、明定されている不正競争防止法 2 条 6 項に定める秘密に厳格に限定されるべきものと解される。

なお、同号では、この制度の対象となる営業秘密を当事者の保有するものに限定している。これは、当該当事者が勝訴するために、当該秘密を訴訟手続において開示せざるを得ないという場合があるのに対して、第三者が保有する秘密については、たとえば、当該第三者が証人として証言する場合でも、書証として文書を提出する場合でも、秘密を開示すべき義務がないため（民事訴訟法 196 条・197 条・220 条 4 号ロ・ハ参照）、これを対象に含める必要性が乏しいためである¹²⁾。そして、この当事者による保有は、正当な権限に基づいて取得し、保持しているという意味であり、当該営業秘密を自ら開発または創出した場合のほか、ライセンス契約や雇用関係等において開示され、取得した場合も含むものとされる¹³⁾。

3 閲覧等制限の申立ての手続

この手続は、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る旨の決定、すなわち、閲覧等制限決定を求める旨の当事者の申立てによって開始される（民事訴訟法92条1項柱書）。

申立ての時期については特に制限されてはいない。もっとも、当事者が提出する準備書面や書証等に当該当事者が保有する秘密が記載されている場合には、その提出と同時に申立てをすべきであるとされる¹⁴⁾。これは、提出と申立ての間に一定の時間が空いた場合、その間に一般の閲覧が可能となったとき、もはや秘密管理性の要件を満たさないことになるおそれがあるからである¹⁵⁾。これに対して、当事者が当該秘密の記載された準備書面や書証等を提出する前には、この申立てはできないものと解される¹⁶⁾。当該書面が結局提出されなかったり、あるいは、書証の申し出が却下されたりした場合、この申立てについて判断した意義が失われるためである。なお、証人尋問等で当該営業秘密に該当する証言等がなされたり、営業秘密に該当するものを対象とする検証が行われたりした場合には、これらに関する調書が作成される前に申立てをすることができるものと解される¹⁷⁾。その場合、秘密部分の記載については、申立ての時点でできる限りにおいて特定して記載し、調書作成後速やかに具体的に特定をすれば足りると解される¹⁸⁾。

この手続は決定手続であるため、審理のために口頭弁論を開くか否かについては、裁判所の裁量に委ねられる（民事訴訟法87条1項ただし書）。なお、この申立てがなされると、それについての裁判が確定するまでの間、暫定的に、第三者は当該秘密が記載された部分の閲覧等を請求することができなくなる（民事訴訟法92条2項¹⁹⁾。したがって、少なくとも、申立てに関する審理および判断の間は、第三者による閲覧等が制限されることになる。

申立てを受けた裁判所は、疎明（民事訴訟法92条1項柱書参照）がなされたと認めるときは閲覧制限決定をし、そうでない場合には却下決定をすることになる。そして、閲覧等制限決定がなされた場合には、直接の不服申立方法がないため、その決定は直ちに確定する（民事訴訟法119条等参照²⁰⁾）。

4 特定された秘密記載部分の主張および疎明

申立ての審理においては、申立てにおいて特定された部分が営業秘密に該当するかにつきなされる当事者の活動としての主張、そして疎明の有無が判断の対象となる。

そこで、繰り返しになるが、当事者は申立てにおいて、原則として、たとえば、「訴訟記録中の原告の氏名」とか、「〇月〇日付準備書面の〇行目から〇〇行目まで」というような方法で、営業秘密に該当する記載部分を具体的に特定しなければならない²¹⁾。

そして、当事者は、審理において当該特定された記載部分が営業秘密に該当することを主張することになる。この点について、営業秘密が第三者の閲覧等により非公知性を失うことのないように迅速に手続を行う必要があることを鑑みれば、申立人の負担を減らすために抽象的な主張で足りるとの考え方もありうるであろう。しかしながら、閲覧等の制限が裁判の公開に関する例外的な措置であることから、それを正当化するためにもその根拠を十分に明らかにする必要がある。特に、閲覧等制限決定は直ちに確定することからは、その判断の正当性を担保するためにも、十分な事案の解明が必要であると解される。くわえて、手続の迅速性に関しては、この手続を決定手続とし、後述するように事実の証明方法は疎明によるものとされていることで一般的に確保されていると解される。また、当事者が具体的な主張をすることで事案解明も一層促進されることが期待できる。したがって、当事者は、特定された記載部分が営業秘密に該当することを単に抽象的に主張するのではなく、当該記載部分が上述した3つの要件を満たすことを具体的に主張しなければならないと解する。

その上で、その主張につき、当事者が広義の証明の一種である疎明を行うことになる。これが証明ではなく疎明によるものとされたのは、営業秘密の該当性が本案の判断事項と重なる場合のことや、証明を要求するとその判断に相当の日時を要することになり、訴訟が遅延するおそれがあるためである²²⁾。なお、営業上の利益が害されるおそれのあることまで疎明する必要はないとされる²³⁾。これは、閲覧等の制限はあくまでも閲覧によって当事者の訴訟活動が阻害されるおそれに着目したものであり、審理の充実を直接の目的

としたものではないためである²⁴⁾。

こうした疎明は即時に取り調べることでできる証拠によってしなければならない(民事訴訟法188条参照)ため、陳述書等の書面のほか、当事者本人または参考人に対する簡易な証拠調べとしての審尋(民事訴訟法187条1項)によることとなる²⁵⁾。

三 本件の検討

以上を前提として、本件では、当事者の申立てにおいて、閲覧制限を求める部分の特定はなされていたものの、それが営業秘密の要件を満たすとの主張も、また、その疎明資料の提出も十分になされていなかったようである。そうした事情からは、当事者がこの手続における審理の構造や疎明の意義を十分に理解していなかったのではないかと思われる。その文脈において、閲覧制限等の申立てに関して具体的な主張および疎明の必要性を再確認した補足意見は、この制度の今後の運用にとってきわめて有意義なものといえよう。

●—注

- 1) 最判令6・7・8(公刊物未登載、LEX/DB25573635)。基本事件の評釈としては、ジュリ1601号(2024年)2頁等参照。
- 2) 高田裕成=三木浩一=山本克己=山本和彦編『注釈民事訴訟法第2巻』(有斐閣、2023年)314~315頁[長谷部由起子]、兼子一(原著)/松浦馨=新堂幸司=竹下守夫=高橋宏志=上原敏夫=加藤新太郎=高田裕成『条解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)378頁[高田裕成]、笠井正俊=越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕』(日本評論社、2013年)347頁[笠井正俊]、秋山幹男=伊藤眞=垣内秀介=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久=山本和彦『コンメンタール民事訴訟法II〔第2版〕』(日本評論社、2006年)221頁など。
- 3) 法務省民事局参事官室編『一問一答民事訴訟法』(商事法務、1997年)83頁、森脇純夫「秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限」北尾哲郎=森脇純夫=園尾隆司編『新民事訴訟法大系 理論と実務第1巻』(青林書院、1997年)261頁、加藤新太郎「民事訴訟における秘密保護の手続」塚原朋一=柳田幸三=園尾隆司=加藤新太郎編『新民事訴訟法の理論と実務上巻』(ぎょうせい、1997年)368頁、高田ほか編・前掲注2)315~316頁[長谷部]、兼子ほか・前掲注2)378~379頁[高田]、笠井=越山編・前掲注2)350~351頁[笠井]、秋山ほか・前掲注2)228頁。
- 4) 法務省編・前掲注3)85頁、加藤・前掲注3)377~378頁。営業秘密該当性に関する裁判例として、知

- 財高決平20・12・16(LEX/DB25440170)・同(LEX/DB25440196)、および、東京高決平27・9・14(判時2320号43頁、LEX/DB25545394)などがある。後者の評釈として、岡田洋一「判批」新・判例解説 Watch(法セ増刊)21号(2017年)159~162頁がある。
- 5) 高田ほか編・前掲注2)322頁[長谷部]。
- 6) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法〔第3版〕』(商事法務、2024年)46~48頁、高田ほか編・前掲注2)315~316頁、322頁[長谷部]、岡田・前掲注4)161頁。
- 7) 経済産業省編・前掲注6)48~50頁、高田ほか編・前掲注2)315~316頁、322頁[長谷部]。
- 8) 経済産業省編・前掲注6)50~51頁、高田ほか編・前掲注2)315~316頁、322頁[長谷部]、岡田・前掲注4)161頁。
- 9) 森脇・前掲注3)261頁、高田ほか編・前掲注2)322頁[長谷部]、兼子ほか・前掲注2)379頁[高田]、笠井=越山編・前掲注2)353頁[笠井]、秋山ほか・前掲注2)231頁。
- 10) 星野豊「民事訴訟記録の閲覧制限と当事者の秘密保護の実効性」末川民事法研究1号(2017年)3~4頁。
- 11) 加藤・前掲注3)375~376頁。
- 12) 法務省編・前掲注3)85頁、笠井=越山編・前掲注2)353頁[笠井]。
- 13) 森脇・前掲注3)261頁。
- 14) 森脇・前掲注3)262頁。
- 15) 小橋馨「営業秘密の保護と裁判の公開」ジュリ962号(1990年)39頁、森脇・前掲注3)262頁。
- 16) 森脇・前掲注3)262頁。
- 17) 森脇・前掲注3)262頁。
- 18) 法務省編・前掲注3)90~91頁、森脇・前掲注3)262頁。
- 19) この点について、立法段階においては、非公開審理とすべきではないかとの議論もなされたが、見送られた。森脇・前掲注3)274頁、加藤・前掲注3)374~375頁。なおその後、営業秘密の漏洩を防止する制度として、秘密保持命令制度(不正競争防止法10条)や、営業秘密の電磁的記録からの消去等の措置(民事訴訟法92条9項)が導入されている。
- 20) 法務省編・前掲注3)87頁、笠井=越山編・前掲注2)354頁[笠井]。
- 21) 加藤・前掲注3)379頁。法務省編・前掲注3)90頁では、こうした特定をしなければ、裁判所書記官が秘密記載部分該当性の判断をしなければならなくなるとの指摘がなされている。
- 22) 法務省編・前掲注3)92頁、森脇・前掲注3)263頁、高田ほか編・前掲注2)325~326頁[長谷部]。
- 23) 森脇・前掲注3)264頁。
- 24) 高田ほか編・前掲注2)317~318頁[長谷部]。
- 25) 森脇・前掲注3)264頁。